

令和5年度 施設園芸省エネ転換推進事業

燃油・資材の価格高騰により影響を受けている施設園芸について
農業者が行う省エネルギーを促進する取組に対し支援します。



申込期限

令和5年11月30日(木)

(申込先：所轄の農業事務所まで)

チーバくん

対象者(事業実施主体)

施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート
に基づき省エネルギー対策に取り組む

認定農業者、認定新規就農者

※ 国の産地生産基盤パワーアップ事業の対象
とならない場合に限ります。

対象品目

燃油(A重油、灯油)、

LPガス(プロパンガス)、LNG(都市ガス)

を使用した暖房機を有する施設で

栽培される野菜、花き、果樹

補助対象となる機器・資材等

事業種目	補助対象経費	補助率・補助額上限等
1 ヒートポンプ 導入事業	①新たなヒートポンプの導入に要する経費 ・機器購入費、設置費	補助率1/2以内 上限額1,000万円/生産者
2 カーテン等 保温設備整備 事業	②施設の保温性向上に要する経費のうち機器類 ・循環扇、送風ダクト、変温管理装置、局所加温装置 ・上記機器類の設置工事費(本体設置のための基礎工事 電気工事含む)	※下限事業費50万円 (税抜)
	③施設の保温性向上に要する経費のうち被覆資材 ・内張(固定・カーテン等)被覆資材 ・被覆資材設置費	補助率1/2以内 上限額150万円/生産者 ※下限事業費50万円 (税抜)

ご注意ください!

- ※ ヒートポンプ導入を優先して採択します。
- ※ 要望額が予算額を上回った場合は補助率が下がる場合があります。
- ※ ガス・地下水熱源・地中熱源ヒートポンプ、中古品、リース、耐用年数が経過していない機器類・被覆資材の更新、消費税分は補助対象外です。
- ※ いずれも交付決定後の着手分が補助対象です。
- ※ 令和6年3月までに事業を完了する必要があります。

お問い合わせ先 千葉県農林水産部生産振興課 園芸振興室 ☎ 043-223-2882

または 最寄りの農業事務所企画振興課

補助対象となるパターン例

① 既設の燃油暖房機と併用して、新規でヒートポンプを導入



燃油暖房機



ヒートポンプ



燃油暖房機



ヒートポンプ

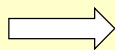


ヒートポンプ

② 既設の燃油暖房機を撤去して、新規でヒートポンプを導入



燃油暖房機



燃油暖房機



ヒートポンプ

※ ①②の場合において、循環扇、送風ダクト、変温管理装置、局所加温装置、内張被覆資材の保温設備を同時に導入することができます。

例) ①と同時に循環扇、変温管理装置、内張カーテンを導入



燃油暖房機



ヒートポンプ



循環扇



変温管理装置



内張カーテン

③ 既存の加温施設に、新規で、または機能性向上のために保温設備を導入



燃油暖房機

または



燃油暖房機



ヒートポンプ



循環扇



変温管理装置



内張カーテン

※写真引用元
「施設園芸省エネルギー生産管理
マニュアル
(改訂2版)」

計画申請書等の様式

千葉県ホームページからダウンロードしてご利用ください。


千葉県農林水産部生産振興課の主な補助事業 



施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル

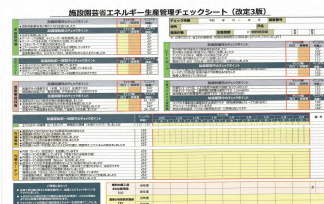
施設の省エネルギー対策に取り組む際の参考にしてください。

「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル(改訂2版)」

農林水産省農産局農産部農業環境対策課 



▲省エネマニュアル



▲省エネチェックシート